

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のように制定する。

令和 3 年（2021 年） 3 月 9 日提出

議会運営委員会委員長

栗 國 彰

（提案理由）

本会議や委員会への欠席事由を明文化し、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図り、請願に係る署名押印の見直しを行うため、この案を提出する。

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則

那覇市議会会議規則(昭和47年那覇市議会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(欠席の届出) 第2条 議員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ議長に届け出ることができる。	(欠席の届出) 第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。
(欠席の届出) 第91条 委員は、<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ委員長に届け出ることができる。	(欠席の届出) 第91条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出ることができる。
(請願書の記載事項等) 第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)</u>を記載し、<u>請願者が押印をしなければならない。</u>	(請願書の記載事項等) 第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日<u>及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</u> 2 <u>請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署</u>

2 <u>請願</u>を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。 3 [略]	<u>名又は記名押印をしなければならない。</u> 3 <u>前2項の請願</u>を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。 4 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。